

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 5 回 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会		
事務局 (担当課)	健康増進課 電話 042-769-8322 (直通)		
開催日時	令和 4 年 8 月 5 日 (金) 19 時～20 時 30 分		
開催場所	ウェルネスさがみはら A 館 3 階 集団指導室		
出席者	委員	15 人 (別紙のとおり)	
	その他	0 人	
	事務局	9 人 (保健衛生部長、保健衛生部参事、健康増進課長、地域保健課長、他 5 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	1 健康づくりの推進に係る条例について 2 その他		

議 事 の 要 旨

第5回会議が開催された。主な内容は次のとおり。

1 開会

堤会長が議長となり議事を進行した。

2 健康づくりの推進に係る条例について

事務局より、前回までの検討委員会で出された意見を踏まえた修文（考え方）について説明を行った。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

（土井委員）

（文体を）ですます調にしたことで、市民や関係機関に対して、みんなで連携して作り上げていこう、協力してやっていこうというメッセージ性が表れている。また、前文の中に「疾病や障害の有無に関わらず誰もが自分らしく生き生きと」という文を入れた事で、一人ひとりにあったそれぞれの形での活力の源だったり、生きがいと言う意味で健康が伝わってくる内容になっていると思う。

ただ、たくさんの思いの詰まった前文の中に、その後続く「目的」「基本理念」の条文と同じ内容が入っており、同じ文章をあまり前文に入れない方がしつこく感じずに読めると思ったが、いかがか。

（事務局）

前文はなるべく短めにしたところだが、重複感があるところはシンプルに整理することを含めて検討する

（土井委員）

健康づくり関係者は健康づくり関係機関に修正するのではなかったか。

（事務局）

前回、笹野委員からも同様の意見をいただいているが、機関とすると個人が対象では無くなるため、個人の方も含めた表現として「者」がいいのか、あくまでも組織として「機関」にすべきか、最終的な結論が出せていない。もう少し検討させていただきたい。

（安藤委員）

三つある。まず、前文が五つに分かれているが、最後はヘルスプロモーションの理念で終わっている。どうしても新型コロナがひっかかっており、条例なのでここに疾病名や感染症名が入ってくるのがしっくりいかない。もしこれが2類から5類になった場合に市民、県民、国民の意識はどうなるか。「新しい感染症」に変えたらどうか。個人的な意見で、残してもらっても構わないが。

次に、第2条の部分の資料だが、この用語の健康づくりとはなにか、市民とは

なにか、事業者とはなにかというものの説明は分けた方がいい。市民の方が読んだ場合になるほど用語はそうなんだと整理できるような書き方がよいかと思う。

三つ目、17条の(2)、薬物乱用は違法行為なので防止、依存症は予防だが、(1)の喫煙及び受動喫煙の防止、これを並列とした場合に喫煙の防止は違う。喫煙は年齢制限があり成人は合法であり、相模原市は煙草はダメなのかとなってしまふ。文章を変えていかないと誤解を招いてしまうところがひっかかった。

(事務局)

最後のご意見、並列だと喫煙に防止がかかるので表現としては確かに適切でないので、ご意見を参考に改めたいと思う。他の部分についてもより適切な表現になるよう検討したい。

(寺崎委員)

二つある。まず第16条の感染症の予防だが、感染症というのは災害対策と捉えてもいいのではないか。その災害対策に関して条例に書いていないので、災害対策という事を加えてもいいのかなと思った。

次に、単に語彙の事だが、例えば13条の「歯と口腔の状態」の部分は「歯と口腔の健康状態」に、また、11条の食育の部分も「状態」より「健康状態」の方がより分かりやすいのではないかと思った。

(事務局)

確かに災害対策は必要と思うが、健康づくりの条例の中でそこまで網羅するべきかどうかというのは少し検討させていただきたい。

それから、状態ではなく健康状態というところは修文を検討したい。

(笹野委員)

1点目、前文の中で「疾病構造の変化」と修文された箇所があったが、この言葉は一般的なのかどうか、その意味をどのように捉えて使われているのか。

2点目は第10条の身体活動及び運動に関する施策で、この条文も含めて本当に事務局が皆さんの意見ひとつひとつに対応いただき、私の発言内容も拾っていただいているととてもありがたく、特に子どもから高齢者まであらゆる世代が、その年齢や心身の状況に応じ、楽しみながら身体活動や運動の習慣を身に付けられるための施策を講じるというのは、一つの目玉になるような分かりやすい施策だと思う。その中で、身体活動と運動の違いって何だろうと思ったので、身体活動という言葉の定義を確認させていただきたい。

もう一点、第18条の顕彰だが、この規定は他の条例でもあったかどうか。通常、健康づくりの分野も含めて顕彰は条例がなくてもできると思うが、あえて定めたということアピールしているのか、その考え方も伺いたい。

(事務局)

「疾病構造の変化」は、最初のたたき台の時には入っていたが、少し難しいと

ということで「がんをはじめとする生活習慣病」に変更させていただいた。その後、がんだけではなく他の病名の例示があった方がいいという意見や、今回の修文により生活習慣の改善という言葉が出てきたこともあり、疾病構造、つまりどのような病気が多いか、生活習慣病といわれるがん、脳卒中、心筋梗塞など、そういった病気が増えているということ、疾病構造の変化という言葉に戻している。ご指摘のとおり確かに難しいところはあるので、元に戻すか若しくはもう少し分かりやすい用語に切り替えていく事も含めて検討が必要かと思う。

それから「身体活動」だが、運動という言葉はいわゆる体操というか、走ったり物を持ち上げたりということを連想させる。市はコロナ禍の中で、自宅で一人で気軽に取り組める、例えば掃除や食事をしながらできる「ながら体操」という動画を作った。掃除や洗濯は身体を動かしているが運動とまではいかない、そういう部分を身体活動と表現させていただいているが、伝わりづらいところがあれば表現について改めて検討したい。

それから顕彰だが、たしかに条例に規定がないと誰かを褒め称えてられないかという決してそのようなことはない。既に保健衛生功労者表彰もあるが、そういう想いでこの条項を設けたということだが、法制的な部分も含めて検討が必要かと思う。

(笹野委員)

よく分かった。元に戻すのではなく、今の説明のような形で、例えば条例を作った後に、それぞれの用語にはこういう意味や思いがあるという解説みたいなものがあると具体的に分かりやすくなるので、こういうことなんだ、こういう議論があったということを残しておいて、事務局に整理していただくとういと思う。

身体活動もまさにそうで、運動との違いはこうなんだということを使うだけでいいと条例の伝わり方がもっと良くなるかもしれないので、言葉はむしろ残して、そういう説明を加えたらどうかと思う。

顕彰については、私もあえてこの条例を作った意義として、この条例でみんな取り組みだしたということ表彰する、こういうことが新たに始まったんだということアピールするという意味では、この条項いいんじゃないかと思ったので、保健衛生功労者表彰があったとしても、この条例に基づく健康づくり表彰があってもいいと思って発言した。

(安藤委員)

身体活動と運動だが、スポーツという言葉が1つもない。楽しみながら身体を動かして健康を増進する、勝敗やルールを楽しみながら健康につなげるという考えがあるならば、運動という言葉はスポーツに変えると理解しやすいのかなど。運動というと身体を動かすこと全部が運動で、スポーツとなると勝敗とかルールとかもあるので、そんな言葉があってもいいのかなと思った。

(事務局)

「楽しみながら」だとか「すべての世代に」ということは示しているが、スポーツまで進むと、確かに健康づくりだが競技志向などと取られる懸念もあり、この条例の中では難しいかと。スポーツ推進計画などでもフォローしているので、この条例においては日々の習慣化ということで、少し柔らかく書いた方が良くかなと思っている。

(毛利委員)

第5条2の市民の役割のところ、市民はかかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持ち、と何気なく読んでいたが、持たなきゃいけないんだと、そう受け取る人もいるのかなと。実際にかかりつけ医がいる若い世代はあまりいない、感想だが。

(事務局)

文章的には、かかりつけ医を持ち、自らの心身の状態を把握するよう努めるものとしませうというつながりになる。市民のところを責務から役割に変えたが、ご意見のとおり、責務として義務的強制的と受け取られると、そうなのと思われる市民もたくさんいると思うので、言い回しではあるが、ですます調にして最後は「努めるものとしませう」という表現で、市民の皆様へ働きかけをしてまいりたいと考えている。

(委員長)

他に意見があるかもしれないが、一旦、今後のスケジュールを事務局にお聞きしたい。

(事務局)

予定としては、9月初旬に最後の検討委員会を開催し、9月中に市へ答申をいただくというスケジュールである。

(委員長)

そうすると、ここで詰められれば(答申に)進んでいく、もし詰め残しがあれば9月初旬も使って進めていくという理解でよろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員長)

ということなので、不明な点があれば確認いただき、先ほど出てきた案に対して、事務局にお任せいただけるかどうか、ということもご検討いただいても良いかと思う。

(菅野委員)

今回である程度決まったあとに、世相が変わったりいろんな流れがあると思う。各委員からあーすればよかったこうすればよかったという意見が後から出てくる

と思う。それを受けてブラッシュアップというのは市で考えているか。作ったら作りっぱなしというのではないと思うがいかがか。

(事務局)

条例は修正が必要な場合、議会へ議案上程することになるので、頻繁な条例改正は難しいと思っている。一方、前から説明しているとおり、条例に掲げる施策を具体的に進める計画を作るということになっているので、その時代時代に必要な具体的な施策については、計画の中で色々な方向を見出していくものと思っている。

(笹野委員)

ブラッシュアップという話があったが、条例を作って基本的施策が決まって具体的な計画を作っていく、それを担保するというか推進体制というか、平塚市の条例では推進体制の整備という条文があって、おそらくチェック機能のようなものを作って、実施されているものされていないもの、あるいはこうした方がいいと変えていくもの、それは計画を作るときに体制が出来上がって、その中でそういうことが行われるので、条例では作らずに基本的な内容だけを定めるという風に理解をしていいのかという確認をさせていただきたい。

(事務局)

健康づくりに関する計画は、現行でも保健医療計画をはじめ、歯と口腔の計画、食育推進計画とあり、それぞれに外部の有識者を集めた審議会がある。健康づくり条例に基づく計画は、保健医療計画、歯の計画、食育の計画、また、児童や母子も含めて幅広い計画になると思うが、現行の計画を一つの計画としてまとめていくか、現行の計画どおりにいくつかのパーツに分かれながら、各計画の審議会の専門的意見を聞きながら進めていくかというのは、これから各審議会の意見を聞きながら検討してまいりたい。いずれにしても、計画の進行管理の組織があるので、条例の進行管理ということでの組織は持たない予定である。

(委員長)

先ほどからの意見を私の方でメモさせていただいたところでは、災害対策をどのような形で埋め込むかとか、用語に関しては修文するものや分かりやすい解説をつける形、顕彰については条例の建付けにおいてノーマルかどうかの確認、これらを事務局で確認して進めていければということかと思う。

これらのことについて、もし委員の皆様も軽微な修正と認識いただいて、この後、事務局の調整でご了承いただけるのであれば、言ってみれば今回を一応の区切りとして進めていくということも私の案で持っているが、もっと審議を進めた方が良いという委員おられたらご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

(意見なし)

(委員長)

それでは、ここからの進め方の一案として、いただいた意見は私共と事務局に修正をご一任いただき、本日をもって委員会の審議を終了して市に答申するという方向でよろしいか。

(反対意見なし、多くの委員がうなづく)

(委員長)

それでは委員にご了承をいただいたと思うが、事務局はいかがか。

(事務局)

委員の皆様からご了承をいただければ、その方向で進めさせていただきたい。

(委員長)

それでは以上をもって議題1は終了する。続いて議題2のその他について、事務局から用意しているものが何かあるか。

(事務局)

特に用意していないが、今、委員長から、また委員の皆様から、今後の修正は委員長と事務局に一任いただけるということであったので、答申についてご案内させていただきたい。形としては答申書という委員長名で市長名宛てに出す文書が鑑としてあり、原案のとおり策定することとされたいという文章となるのが通常である。原案というのは、皆様に審議いただいた条例案のことである。また、答申書は通常は委員長から市長へ手渡しさせていただく形になる。委員の皆様全員にお越しいただくのは大変なので、委員長と副委員長に手交をご依頼させていただき、日程については改めて調整させていただく。場合によっては委員長から各委員の皆様へ、このような答申をしたと報告をさせていただいてもよいかなと考えている。

(委員長)

了解した。最後に、委員の皆様から何かご意見やご質問等はあるか。

(高橋委員)

色々審議いただいて、しっかりした条例になったんじゃないかなと思う。その内容ではないが、ここのところ暑さが続いている。テニスコートでは暑さ指数がいくつのときは、利用を辞める方がいればコート代金は要りませんとキャンセルできるようになっている。ただ、室内にはそれが無くて、冷房が入っているのは総合体育館だが、北総合体育館やちょっとした体育施設には冷房施設がない。細かい施策の中で、そういったことを頭の中に置きながら、是非安心して運動ができるような環境作りを目指していただきたいと思いますと思うので、付け加えさせていただく。

(委員長)

それでは他に無いようなので、以上をもって本日の議題は終了する。また、委員会としても先ほど皆様にお認めいただき、今回が最終回となるので、少しご挨拶

拶させていただきたい。

5回の審議をいただいたが、感染症関係で本当に皆様お忙しい中、かつ種々の事情で遅い時間帯の会議になったにもかかわらず、お集まりいただき、熱心にご討議いただいた。予定少し早くということになったが、ご意見いただき、本当にお礼を申し上げます。

3 閉会

(事務局)

堤委員長、ありがとうございました。また5回にわたり、こうした時間にも関わらず、ご参画いただいた委員の皆様にも厚く御礼を申し上げます。本日がこの委員会の最終回ということであるので、ここで鈴木部長から挨拶がある。

(鈴木保健衛生部長)

(省略)

(事務局)

それでは以上で第5回健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会を終了させていただく。本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、またこれまで5回にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上

第5回 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学	会 長	出席
2	堤 ちはる	相模女子大学栄養科学部	副会長	出席
3	安藤 晴敏	公 募 委 員		出席
4	伊藤 吉美	相模原市健康づくり普及員連絡会		欠席
5	梶山 和美	公益社団法人 神奈川県看護協会 相模原支部		出席
6	菅野 宏一	公益社団法人 相模原市薬剤師会		出席
7	笹野 章央	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会		出席
8	佐藤 聡一郎	一般社団法人 相模原市医師会		出席
9	高橋 修一	公 募 委 員		出席
10	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会		出席
11	土屋 敦	公益社団法人 相模原市病院協会		欠席
12	寺崎 浩也	公益社団法人 相模原市歯科医師会		出席
13	土井 梨恵	特定非営利活動法人 神奈川県歯科衛生士会相模原支部		出席
14	水野 克己	公 募 委 員		出席
15	毛利 智恵子	一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会		出席
16	山口 さゆり	相模原市栄養士会		出席
17	湯田 里子	相模原市食生活改善推進団体 わかな会		出席